

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、会長、副会長、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次の表のとおり報酬を支給することができる。

区 分	報 酬 額 (円)	
会 長	月 額	15,000
副会長	月 額	2,000
理 事	日 額	2,000
監 事	日 額	2,000

2 藤岡市の一般職員及び本会職員が前条に定める役員等に就任した場合には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、出張したときは、別に定める藤岡市社会福祉協議会職員の旅費支給に関する規程に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 前項による支給は、当該年度分をまとめて年度末に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

2 藤岡市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成13年4月1日施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。